

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、「人文社会系」、「理工系」及び「生物系」の3つの審査区分を適用します。審査方式は、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。

この審査方式により、研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、その提案の独自性、創造性、実行可能性を多角的に見極め、優れた研究課題を見出すことができるよう、適切な評価を行ってください。

書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、5段階による相対的な総合評点を付すこととします。合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

なお、審査の過程においては、専門分野に近い研究者が作成する「審査意見書」も活用してください。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）は、海外の研究機関等において、優れた研究実績を重ねた独立した研究者が、日本を主たる拠点として、独創的・先駆的な研究を格段に発展させるため、日本に帰国後すぐに研究を開始できるように研究費を支援するものです。したがって、採択にあたっては極めて厳選されたものを選定できるよう、適切な評価を行ってください。

i 評定基準

〔評定要素〕 () 内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

(1) 研究課題の学術的重要性・妥当性 (「研究経費」、「研究目的」欄など)

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
- ・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

(2) 研究計画・方法の妥当性 (「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など)

- ・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
- ・研究期間は妥当なものか。
- ・経費配分は妥当なものか。
- ・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。
 - ①単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画
 - ②他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
 - ③商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画 (商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)
 - ④業として行う受託研究

(3) 研究課題の独創性及び革新性 (「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

(4) 研究課題の波及効果及び普遍性 (「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
- ・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

(5) 研究遂行能力の適切性 (「研究計画・方法」、「研究業績」、「これまでに海外で交付を受けた研究費とその成果等」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況及び研究成果を社会・国民に発信する方法」欄など)

- ・これまでに受けた研究費とその研究成果を評価し、これまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
- ・日本を主たる拠点として活動するまでの間に必要な準備を進めているか。
- ・研究課題の成果を社会・国民に発信する方法等は考慮されているか。

【総合評点】

各研究課題の採択について、上記（１）～（５）の評定要素に着目しつつ、「審査意見書」も活用しながら、総合的な判断の上、下表右欄に別途示される評点分布に従って５段階評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布 の目安
5	非常に優れた研究提案であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた研究提案であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには研究内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	20%
1	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	10%
—	利害関係があるので判定できない	—

【審査意見の記入】

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるためにも、書面審査における審査意見は審査委員名等とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

（参考）平成28年度新規採択研究課題の採択率

国際共同研究加速基金（帰国発展研究） 34.3%

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準 (評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

(参考) 平成28年度配分状況(新規採択研究課題の平均充足率)

国際共同研究加速基金(帰国発展研究) 86.6%

iii 留意事項

「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない(判断できない場合も含む。)」場合には、「コメント」欄への記入は不要です。